

PCSA アクションレポート（法律問題研究部会）

令和 1 年 5 月版

第 188 回法律問題研究部会

- 開催日時 令和 1 年 5 月 25 日（土） 午後 1 時～午後 4 時
 開催場所 TKP 上野駅前ビジネスセンター 7A
 出席人数 部員 13 名、賛助部員 4 名、賛助会員オブザーバー 1 名、オブザーバー 1 名、合計 19 名
 出席者 <リーダー>
 荒田 政雄 夢コーポレーション株式会社 監査役
 <サブリーダー>
 八重樫 浩輝 株式会社合田観光商事 執行役員 業務推進部 部長
 <部員>
 玄 昌起 株式会社ダイナム 営業推進部 業務担当
 生島 靖也 株式会社ダイナム 法務リスク管理部 法務担当
 佐久間 仁 株式会社ニラク 法務部 部長代理
 武田 裕明 株式会社ニラク 法務部
 吉田 一雄 株式会社TRY & TRUST 監査
 清水 文在 株式会社セントラル伸光 常務取締役
 小林 浩 株式会社ヒカリシステム 第 1 営業部 ディレクター
 武内 好努 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 兼 監査室 課長
 小林 正俊 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 係長
 志方 崇 株式会社チアエンタープライズ 専務執行役員
 西里 実 株式会社三永 経営戦略室 室長
 <賛助部員>
 國澤 良平 株式会社大商 景品流通システム部 部長
 長嶋 敦志 グローリーナスカ株式会社 BC 部 サブマネジャー
 斉藤 新市 グローリーナスカ株式会社 BC 部 サブマネジャー
 前川 竹志 株式会社インターコスモス 取締役本部長
 <賛助会員オブザーバー>
 伊藤 真祐 株式会社DMM.com 第一営業本部 アミューズメント 事業部 渉外統括補佐
 <オブザーバー>
 谷村 司 様 一般社団法人ぱちんこ広告協議会 理事（ダイコク電機株式会社）

1) 法律問題研究部会・依存問題対策プロジェクトチーム 平日開催のお願い

掲題に関して、加藤英則代表理事より下記概要の文書が届いた。

記

法律問題研究部会、依存問題対策プロジェクトチームでは、担当者が平日は業務多忙の為、土曜日に開催されてきた。

本年 4 月より施行されている「働き方改革法」では、有給 5 日取得義務化、労働時間把握義務、残業時間

の上限規制などが定められており土曜日開催は時流に逆行している。

また、本年6月からはPCSA事務局員も4人から3人に減り、業務の効率化、経費削減が求められており、休日出勤手当に配慮して全ての業務を平日に集約したいと考えている。

今後、平日に開催する事を検討、可能な月から開催曜日を平日に改めていただきたい。

<意見>

- ・平日開催、土曜日開催を半分ずつにして検証してみるのはいかがでしょうか。
- ・今期、土曜日開催前提で法律参加者を決めているので、猶予なり試行期間があるべき。
- ・今期ではなく来期からスケジュールを変更するのはいかがでしょうか。
- ・平日開催と変更した法律部会での正会員の出席率を確認して、他の部会と比較確認したい。
- ・平日開催で逆に今後参加できる様になる人もいるかもしれない。
- ・検証するのであれば、下期の10月から平日開催にする。
- ・曜日として月火水は出にくい、金は不正が入っている事が多い。同日開催はできるか。
⇒ 開催時間をずらしての同日開催は可能。だが同時開催は不可能。

<結論>

- ・第3金曜日 午後を基本に。
- ・検証開始は下期の10月から。
- ・最終的なスケジュールは、6月の拡大 in 富山にて決定予定。
- ・候補日 10/18（金）、11/15（金）、12/20（金）※不正、1/17（金）※人事
2/21（金）、3/20（金）※祝日

2) 中古機流通における諸経費の改訂について

令和1年5月20日、中古機流通協議会より文書「中古機流通における諸経費の改定について」が発信された。全商協及び回胴遊商から、パチンコとスロットの中古機流通における諸経費が下記の通り改定されるという内容であった。なお、下記における保全措置代とは、中古遊技機を包む包装材の代金で一般的にはビニールなどが使用されている。部員から「これまではこの保全措置代のホール負担を全日遊連が筆頭になって反対していたが、今後はホール側がこの経費を負担する事となる。」と説明された。

記

ぱちんこ遊技機の料金改定及び改定時期

諸経費項目	料金【改定前】	料金【改定後】	改定時期
確認証紙代	300円（税別）	500円（税別）	令和元年6月3日 地区遊商への 書類申請受付分より
保全措置代		1,200円（税別）	

回胴式遊技機の料金改定及び改定時期

諸経費項目	料金【改定前】	料金【改定後】	改定時期
確認証紙代	300円（税別）	500円（税別）	令和元年6月1日 販売商社への 書類依頼分より
保全措置代		1,500円（税別）	

※確認証紙代の改定は、中古だけでなく認定も同様に改定される。

3) 健康増進法の一部を改正する法律の施行に関する Q&A について

令和 1 年 5 月 13 日、警察庁生活安全局保安課長より文書「健康増進法の一部を改正する法律の施行に関する Q&A について」が発信された。望まない受動喫煙の防止を図るため平成 30 年 7 月 25 日に健康増進法の一部を改正する法律が公布、令和 1 年 2 月 22 日には健康増進法施行令の一部を改正する政令や関係政省令などが告知されている。これに関して平成 31 年 4 月 26 日、厚生労働省より「改正健康増進法の施行に関する Q&A」が公表された。Q&A の名称の通り、法律だけではわからない具体的な質問への回答集となっており、大 11 項目、全体でおよそ 70 弱の FAQ が記載されている。部員からは「20 歳未満の従業員が喫煙できる場所を通過及び、立ち入ることが制限されるとの記載がある」との指摘があった。また、本文書に簡略に記載されている事項、「喫煙してはいけない場所に灰皿を設置すれば罰則」に対して、以前使用していた備え付けの灰皿をどうすれば「設置していない」と見なされるか、といった疑問等が出された。

3) 時代に適した風営法を求める議員連盟 遊技機基準等に関する提言

平成 31 年 4 月 25 日、時代に適した風営法を求める議員連盟より「遊技機基準等に関する提言」が、国家公安委員会 山本 順三 委員長あてに提出された。パチンコ産業は多くの人々が親しんでいる代表的娯楽であり、地域のコミュニティの場となっているのと同時に多くの雇用を生み出しており、我が国の経済へ貢献している。その一方、昨年 2 月に改正された風営適正化法施行規則等に基づいた新たな基準下では、十分な数の機種が型式試験に適合し市場に流通しているとは到底言えない。回胴式遊技機で言えば、改正前の水準の約 40%に対して 18.7%と大変低調な数字に止まっている。現在の状況を改善するために 5 項目を提言する。

1. 型式試験において多くの遊技機が適合する為に、型式試験の結果の開示等、早急な改善を図るべき。
2. 出玉率以外の面でも魅力ある遊技機を開発可能な環境整備に一層努めるべき。
3. 上記につき、警察当局と業界との協議の場を定期的に設けること。
4. 射幸性の高さやギャンブル等依存との因果関係が科学的に立証されているとは言えない為、制度や実務運用が客観的に合理的なものになるよう必要な見直しを検討すべき。
5. ギャンブル依存症対策基本計画に挙げられている「ATM の撤去等」が法令に基づき求められているものでないことを確認した。警察当局はキャッシュレス社会に対応するイノベーション促進を妨げないよう最大限配慮すべき。

部会では、メーカーの要望とホールの要望を比較した上で、今後の政治家との関係について意見が交わされた。

4) 法律問題研究部会 質問コーナー 2019.5

Q：越県してのチラシ、広告宣伝について

Q 1：A 県のパチンコホール M が、隣接する G 県に折込チラシ（空チラシ）を入れる場合、G 県の指導に沿った広告内容でなければいけないのか。なお、G 県は新台入替以外の折込チラシは禁止されています。

Q 2：この場合、G 県の行政はパチンコホール M に対して指導できるのか。

Q 3：逆に、G 県のパチンコホール N が、G 県では禁止されている空チラシを隣接する A 県に入れる事は可能か。

部会では、企業の姿勢で対応が決まるという意見が出た上で、2 県の規制でより厳格な規制にあわせて運用している、また各県遊協に確認して対応するなどの回答が出された。

5) パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会について

令和 1 年 5 月 10 日（金）に開催された掲題会議の議事録（案）について、内容を説明、情報を共有した。部会では、「(3)健全化推進機構が行う依存防止対策要綱について」の追加項目について情報を共有した。

記

(1)第三者機関「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」からの中間答申について

4 月 25 日に總山座長から「この中間答申は、限られた資料の中でとりまとめた、あくまでも現時点での見解である。」とコメントを含めて中間答申をいただいた。中間答申には、現行の各取組に評価をいただいている一方、取組状況を客観的に示すデータの不足が指摘されるなどの具体的な見解が含まれていると説明された。

(2)ギャンブル等依存症対策推進基本計画について

ギャンブル等依存症対策推進基本計画が 4 月 19 日に閣議決定され、21 世紀会の取組として 2019 年度中に対応することを求められている「依存問題対策要綱」の策定であるとの報告がされた。

(3)健全化推進機構が行う依存防止対策要綱について

警察庁から、5 月 7 日付で、遊技産業健全化推進機構が行う依存防止対策の実施状況調査における項目の追加やホールにおける対応状況確認等を求める依頼文書が届いた。今回の警察庁依頼文書で提示された調査の趣旨では、ポスター類掲示の現認調査に留まらず、ヒアリングによる実施状況の確認が必要となるものが複数存在し、ヒアリング対象となる管理者やアドバイザーの不在の場合、正確な調査結果とならない恐れがある。そこで、21 世紀会として業界統一の「依存問題対策実施確認シート」を作成し、各ホールで毎月 1 回、同シートの記入と保管、従業員間の共有を図る取組の実施を提案した。また、追加された項目として、「ATM 等の設置状況」「依存防止対策についての従業員への教育の実施状況」「適度な遊技方法の案内状況」の 3 点のほか、広告における「共通標語の活用状況」、「リーフレット等を活用した、RSN、自己申告・家族申告プログラム及び保健所・精神保健福祉センター等の紹介の実施状況」等活動内容の状況の確認があげられた

なお、実際に調査を受け持つ一般社団法人遊技産業健全化推進機構としては、本調査が 21 世紀会からの依頼に基づき行う調査であることから、21 世紀会から項目の追加等変更の依頼があれば対応を検討するとのことであった。

(4)警察庁との連絡会の実施について、

自民党の「時代に適した風営法を求める議員連盟遊技機基準等 PT」が提言をまとめたが、その中で、「警察当局と業界との協議の場を定期的に設けることを求める」との項目が挙げられており、定期的な連絡会の開催を警察庁に対して要請していきたいと述べた。また連絡会は、当初全日遊連、日遊協、日工組、日電協、全商協、回胴遊商の 6 団体で人数を絞って行い、状況に応じて 14 団体による拡大会議を行う等、臨機応変に対応していく旨を説明した。

(5)リカバリーサポート・ネットワークが行う企業研修の公募について

本アクションレポートの「7) リカバリーサポート・ネットワークが行う企業研修の公募について」に詳細を記されている企業研修の公募について、現時点で応募はないものの「前向きに検討したい」との趣旨からの問い合わせが数件来ている現状が報告された。なお、21 世紀会からの社員出向は 5 月末で終了する、との報告があった。

(6)その他当面の諸問題について

1 RSN の今後の支援について

RSN 西村 直之 代表より RSN への支援を「寄付」ではなく非課税の「助成」で実施していただきたいとの申し出を内々に頂いた。今後、税務上の問題の有無などを十分に確認した上で相談させて頂きたい、との現状報告がされた。

2 全日本社会貢献団体機構の組織変更について

依存対策に関する助成のウエイトを高める為、同機構は組織変更を実施する予定だとの報告がされた。

3 依存問題フォーラムの状況について

21 世紀会事務局から、5 月 14 日に開催される依存問題フォーラムは、各団体のご協力をいただき、実行委員会形式で準備を進めてきた。500 名の定員中、第一部はほぼ満席、第二部も残り 60 席弱(5 月 10 日現在)の参加状況となっている。なお、フォーラム開催に伴う費用概算については、510 万円弱と見積もっているが、6 月 5 日に開催予定の実行委員会で検討し、費用が確定したら、改めてご報告申し上げるとの報告があった。

6) 各地の広告宣伝規制について

令和 1 年 3 月 28 日東京都、4 月 26 日北海道札幌などで、相次いで広告宣伝規制を徹底するための通知がされた。都遊協では「規制の明文化」、札方遊協並びに札遊協では「イベント開催の禁止」が告げられ、広告宣伝規制が更に厳格化されることとなった。部会では、該当の都道府県遊協だけでなく他でも厳しい規制が始まっている、該当の都道府県遊協に問合せが殺到した等の情報が共有された。

7) 次回開催

名称：PCSA 拡大法律問題研究部会・依存問題対策プロジェクトチーム in 富山・岐阜

開催日：令和 1 年 6 月 28 日（金）～29 日（土）

開催場所：岐阜県高山市、富山県高岡市、富山市

以上